



保医発第0930001号
平成20年9月30日

地方社会保険事務局長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第464号）が公布され、平成20年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成20年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(76)の次に次のように加える。

(77) 血管内光断層撮影用カテーテル

ア 血管内超音波法（IVUS）で観察が困難であるが、血管内腔及び血管壁表層の観察が必要な場合にのみ算定できる。

イ 血管内光断層撮影用カテーテルは、一連の検査、画像診断又は手術につき1本のみ算定できる。

ウ 血管内光断層撮影用カテーテルを使用した場合は、区分番号「D206」心臓カテーテル法による諸検査の「注3」の血管内超音波検査加算に準じて算定する。